

平成28年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金実施要領

平成28年5月
公益社団法人 全日本トラック協会

1. 事業の主旨

燃料の安定的な確保に取り組む会員トラック運送事業者(以下、「会員事業者」という)並びにトラック運送事業協同組合・トラック運送事業協同組合連合会(以下、「協同組合・連合会」という)が、自家用燃料供給施設の新設もしくは増設を行う場合、その費用の一部を助成するもの。

2. 主な助成要件

軽油専用タンク(埋設型)の設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替を行い、**平成28年4月1日～平成29年2月28日**までに市町村(各市町村地区消防組合等)より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受けるもの。

※新設・増設の事例については、別紙1「タンク設置新設・増設の事例」の通り。

3. 助成対象者

会員事業者、協同組合、連合会

※交付申請は年度内1施設限りとする。

※過去(平成20～26年度)に全日本トラック協会から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。

4. 助成金額

軽油タンクの新設(設置1箇所分のみ) 100万円

軽油タンクの増設、増設を伴う代替 30万円

※ただし、公募期間内に申請が予算総額を超過した際には、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

5. 助成金予算

8,000万円

6. 公募期間 **平成28年7月15日(金)～7月29日(金)**

※ただし、公募期間内に助成金交付が予算総額に達しない場合は、別途公募期間を設ける場合がある。

7. 交付申請・実績報告

交付申請:公募期間内に、助成金申請書に必要書類を添えて提出。

実績報告:設備完成後、実績報告書に必要書類を添えて、

平成29年3月10日(金)までに全日本トラック協会に提出。

※必要書類については、別紙2「平成28年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請時・実績報告時必要書類」の通り。

8. 申請先

会員事業者 ⇒ 各都道府県トラック協会 ⇒ 全日本トラック協会

協同組合・連合会 ⇒ 全日本トラック協会

※申請スキーム図については、別紙3「平成28年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金スキーム図」の通り。

9. その他

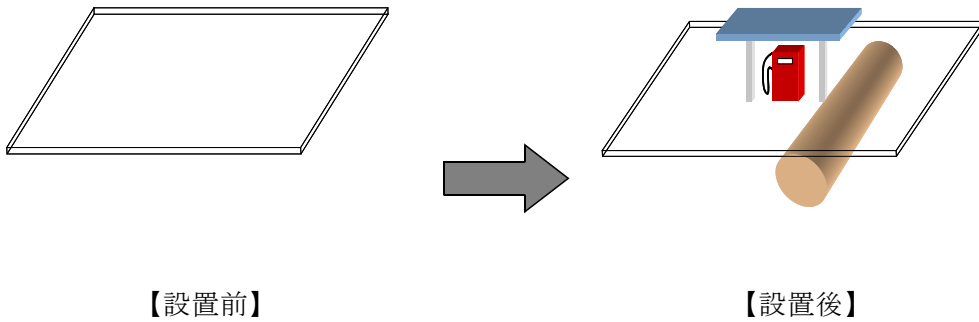
本事業の助成対象となった会員事業者並びに組合・連合会は、本助成要綱並びに「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」に基づき、緊急時において全ト協等の要請に応じて燃料を優先的に供給する旨の誓約書を提出しなければならない。

以 上

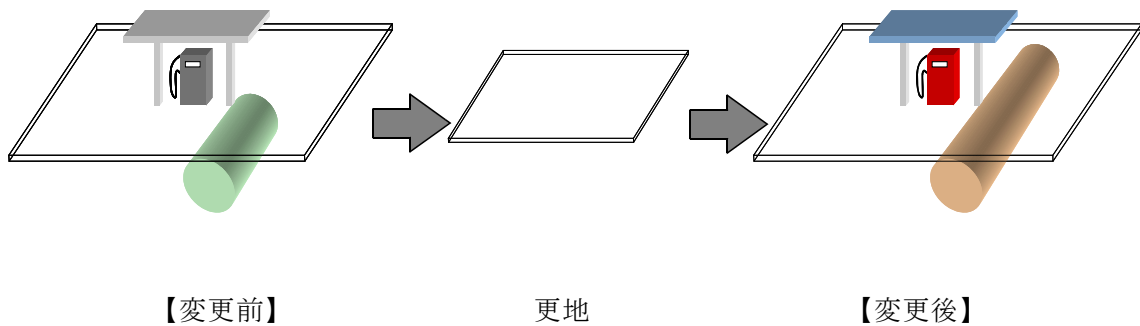
「タンク設置新設・増設の事例」

◆タンク新設扱いとなるケース

1. 所有地(更地)に給油所を新設する場合



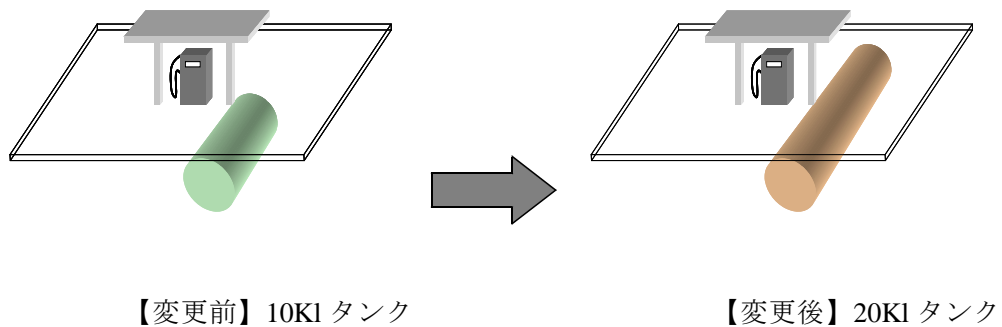
2. 既存給油所を(一度更地にして)全改装する場合



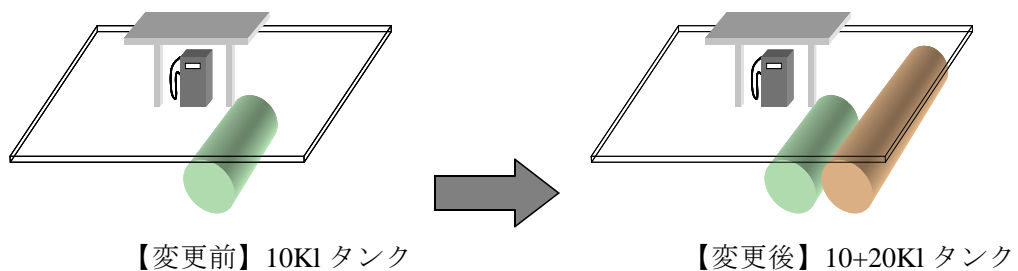
※一部でも既存設備が残っていれば増設扱いとなります。(防火壁は除く)

◆タンク増設扱いとなるケース

1. 燃料タンクの代替を行う場合



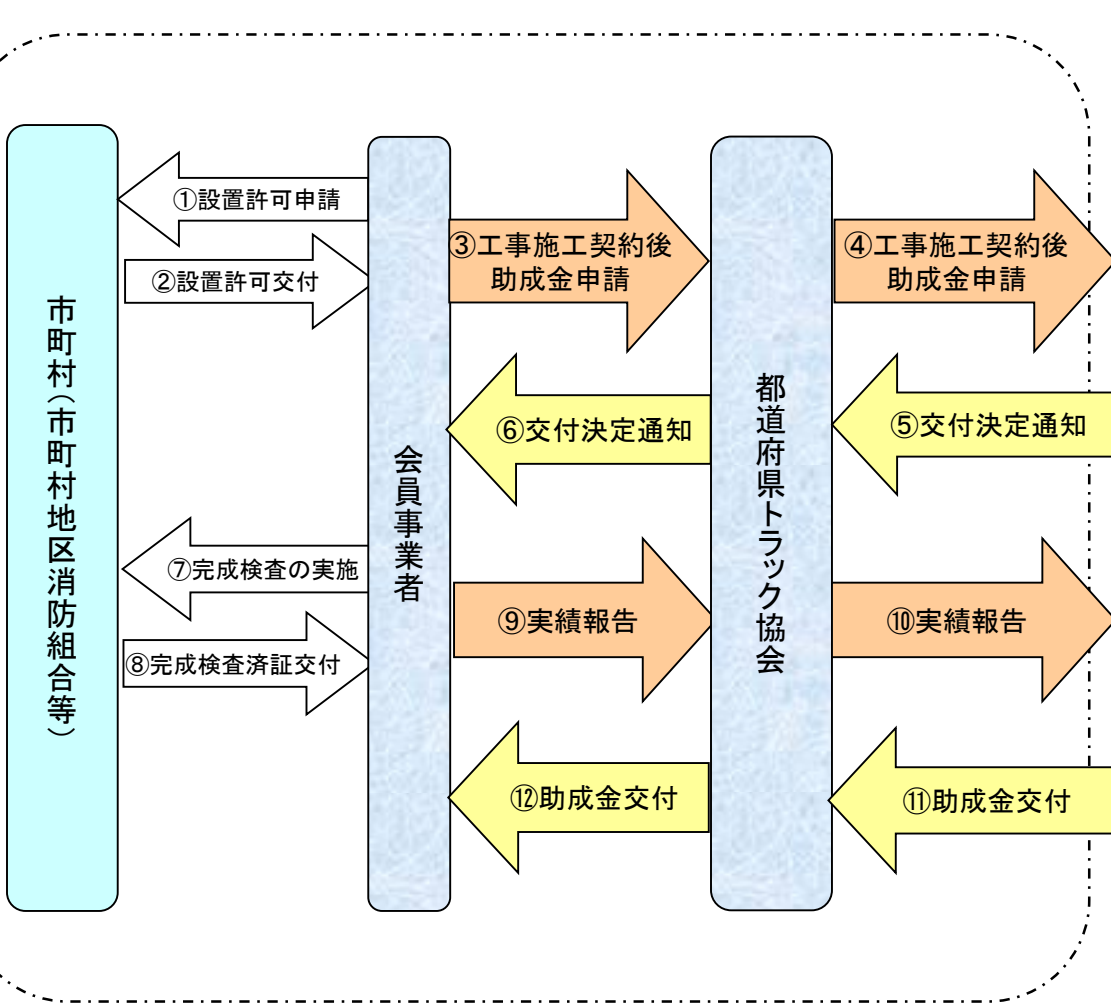
2. 燃料タンクの増設を行う場合



平成28年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請時・実績報告時必要書類

	必要書類	会員事業者	協同組合・連合会
交付申請時	様式1「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」	○	
	様式3「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書（組合・連合会用）」		○
	施設工事契約書または注文書・注文請書の写し	○	○
	危険物取扱所の設置許可申請書および設置許可書の写し 増設の場合は、変更許可申請書および変更許可書の写し	○	○
	様式4「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」	○	○
実績報告時	様式6-1「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」	○	
	様式6-3「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」（組合・連合会用）		○
	施設整備に伴う以下の図面等の写し	○	○
	ア 危険物取扱所の全体概要図	○	○
	イ 危険物取扱所の全体平面図（タンク容量油種を記載したもの）	○	○
	ウ 危険物取扱所全体の立面図	○	○
	エ 危険物取扱所（所在地の記載を含む）の周辺地図	○	○
	施設工事費用請求書および明細書の写し	○	○
	危険物取扱所の完成検査済証の写し	○	○
工事施工前、施工中、完成後の写真（それぞれ施設全体が把握できるもの）	○	○	

平成28年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金スキーム図(会員事業者)



全日本トラック協会

【助成金額】

- ・軽油タンク新設 100万円
- ・軽油タンク代替・増設 30万円

【助成対象者】

- ・会員事業者
- ・交付申請は年度内1施設限りとする。
- ・過去(平成20年度～26年度)に全ト協から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者については、助成対象外とする。

【助成対象事業】

- ・軽油タンクの新設
但し、貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2以上
- ・軽油タンクの増設・増設を伴う代替
但し、軽油の貯蔵量が増加

※平成28年4月1日～平成29年2月28日までに市町村より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受ける施設が対象

【申請受付・公募期間】
平成28年7月15日～7月29日

【実績報告】
平成29年3月10日までに全ト協に提出

平成28年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金スキーム図(協同組合・連合会)

